

春日部市公民館条例の一部を改正する条例

春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第9条の2、第14条関係） 中央公民館等使用料			別表第1（第9条の2、第14条関係） 中央公民館等使用料		
公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料（円）	公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料（円）
内牧南公民館	大会議室	600	内牧南公民館	大会議室	600
	講習室	200		講習室	200
	料理実習室	150		料理実習室	150
	和室	150		和室	150
			キャンプ場使用料1人につき100円		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。